

○守口市特別業務地区建築条例

平成7年9月29日

条例第14号

最近改正 平成30年2月23日条例第2号

注 平成17年12月から改正経過を注記した。

守口市特別業務地区建築条例（昭和48年守口市条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画特別業務地区（以下「特別業務地区」という。）内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

（特別業務地区の区分）

第3条 特別業務地区は、建築制限の程度により、特別業務地区（第1種）及び特別業務地区（第2種）に区分する。

2 特別業務地区（第1種）は、次に掲げる流通業務施設の立地を図るものとする。

- (1) トラックターミナルその他貨物の積卸しのための施設
- (2) 卸売市場
- (3) 倉庫又は貯木場
- (4) 上屋又は荷さばき場
- (5) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗

3 特別業務地区（第2種）は、次に掲げる沿道業務施設の立地を図るものとする。

- (1) 自動車修理工場、ガソリンスタンド、ドライブインその他自動車関連の沿道サービス施設
- (2) 事務所、展示施設、情報処理施設、教養文化施設その他沿道を利用した施設

（建築制限）

第4条 特別業務地区（第1種）内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が流通業務施設の利便を害しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 法別表第2（る）項第1号に掲げる工場以外の原動機を使用する工場（自動車修理

工場及び自動車整備工場を除く。)で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの

- (2) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- (3) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (4) ホテル又は旅館

2 特別業務地区(第2種)内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が沿道業務施設の利便を害しないと認め、又は公益上やむを得ないと認め許可した場合は、この限りでない。

- (1) 前項第1号に掲げるもの
- (2) 前項第3号に掲げるもの

3 市長は、前2項ただし書の規定により許可する場合には、あらかじめ守口市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により、前条第1項及び第2項の規定の適用を受けない建築物については、法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定の適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)を基準として、次の各号に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第5項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第6条 法第107条の規定に基づき次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
- (2) 第4条又は第5条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物の工事施工者)

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画決定の告示の日から施行する。

(守口市特別工業地区建築条例の一部改正)

- 2 守口市特別工業地区建築条例（平成元年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(罰則の経過措置)

- 3 この条例の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平17.3.1条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平17.12.5条例42）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19.3.27条例7抄）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年規則第15号で平成19年6月20日から施行）

附 則（平27.3.25条例9抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平30.2.23条例2抄）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。